

地域脱炭素化促進事業における
促進区域の設定基準
(岡山県地球温暖化対策実行計画 別冊)

令和6（2024）年3月
岡山県

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 2 |
| 1 趣旨 | 2 |
| 2 県基準の位置づけ | 2 |
| 3 地域脱炭素化促進事業制度 | 2 |
| 4 県基準の対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類 | 4 |
| 5 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等 | 5 |
| 6 県基準の見直し | 5 |
| 第2章 県基準 | 6 |
| 1 促進区域に含めない区域（全施設共通） | 6 |
| 2 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 | 8 |
| 第3章 市町村が促進区域を定めるに当たって参考となる情報 | 26 |
| 第4章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示 | 27 |
| 参考資料 表2-1～表3-1に記載の法令・区域の説明 | 28 |

第1章 基本的事項

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の2021（令和3）年の改正により、地方創生につながる再生可能エネルギーの導入を促進するための地域脱炭素化促進事業制度が創設され、全ての市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）などの地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが規定されました（法第21条第5項）。

また、都道府県は、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（以下「県基準」という。）を定めることができる（法第21条第6項）ことから、地域と共生し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を推進するため、市町村において地域の実情を踏まえた促進区域が設定され、地域脱炭素化促進事業が実施されるように県基準を定めるものです。

2 県基準の位置づけ

県基準は、法第21条第6項に規定されるものです。

「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項」（法第21条第3項第1号）として、2011（平成23）年10月に策定し、2023（令和5）年3月に改定した「岡山県地球温暖化対策実行計画」の別冊として位置づけるものです。

3 地域脱炭素化促進事業制度

（1）制度の概要

法に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギー事業を推進する制度です。国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村は、再生可能エネルギー促進区域や再生可能エネルギー事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定します。

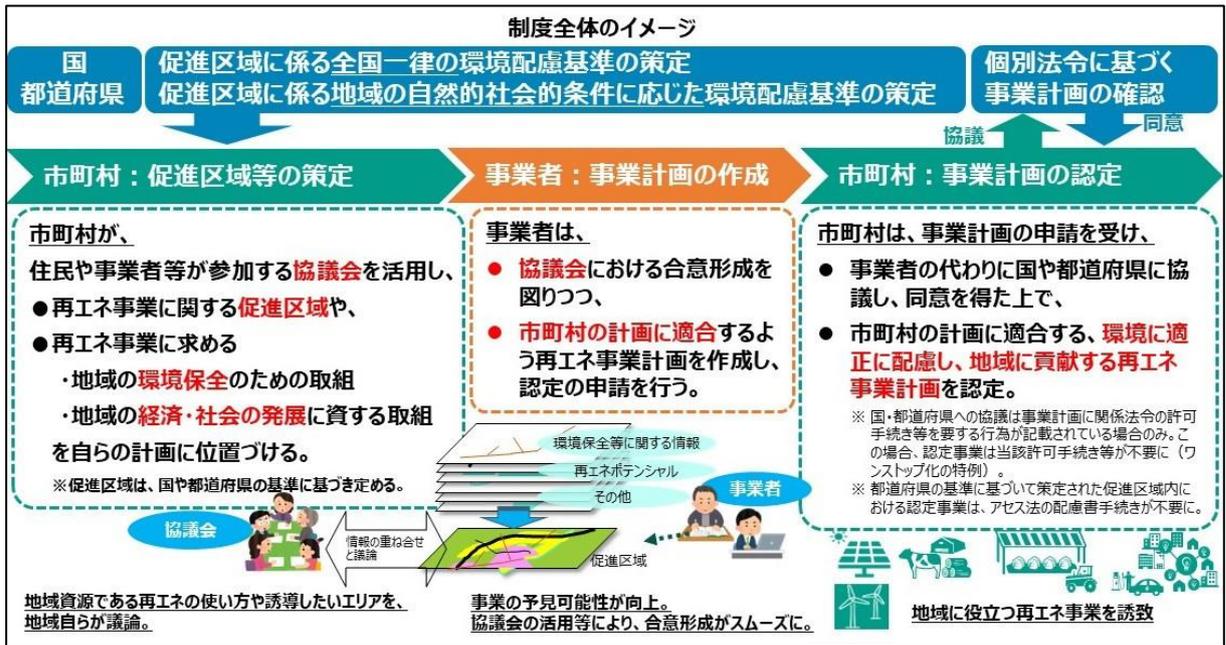


図1 地域脱炭素化促進事業制度のイメージ

(出典) 環境省 HP 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

(2) 地域脱炭素化促進事業

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。

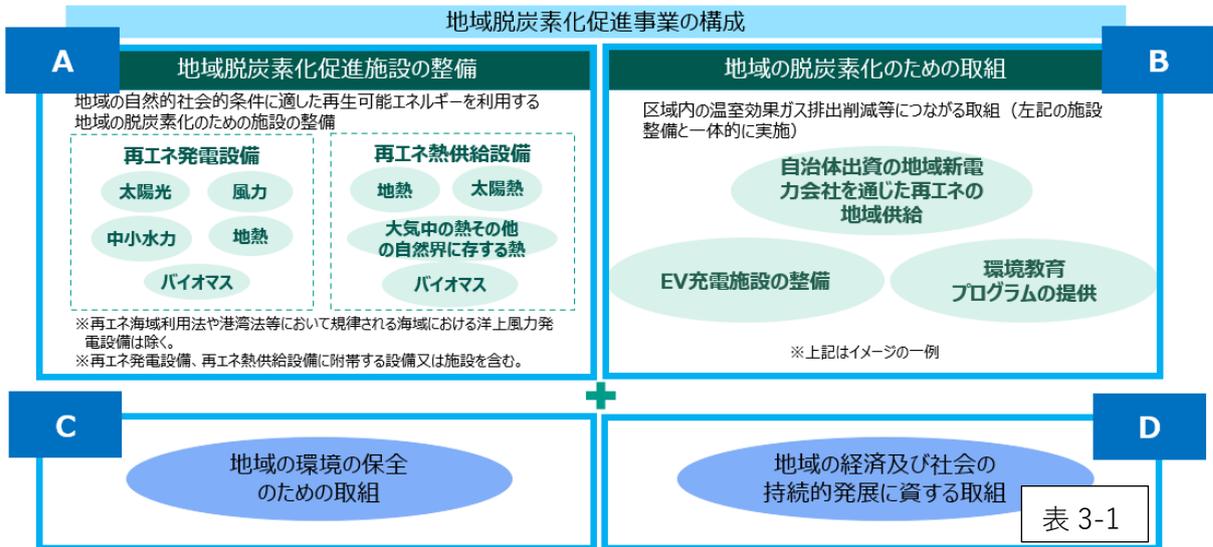


図2 地域脱炭素化促進事業

(出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

(3) 促進区域と都道府県基準の関係等

国は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして全国一律の基準を定めており、県は、この国の基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して基準を定めます。市町村は、自ら定める再生可能エネルギーの導入目標を念頭に置き、国の基準及び県基準に基づき、環境保全及び社会的配慮の観点を考慮し、促進区域等を設定します。

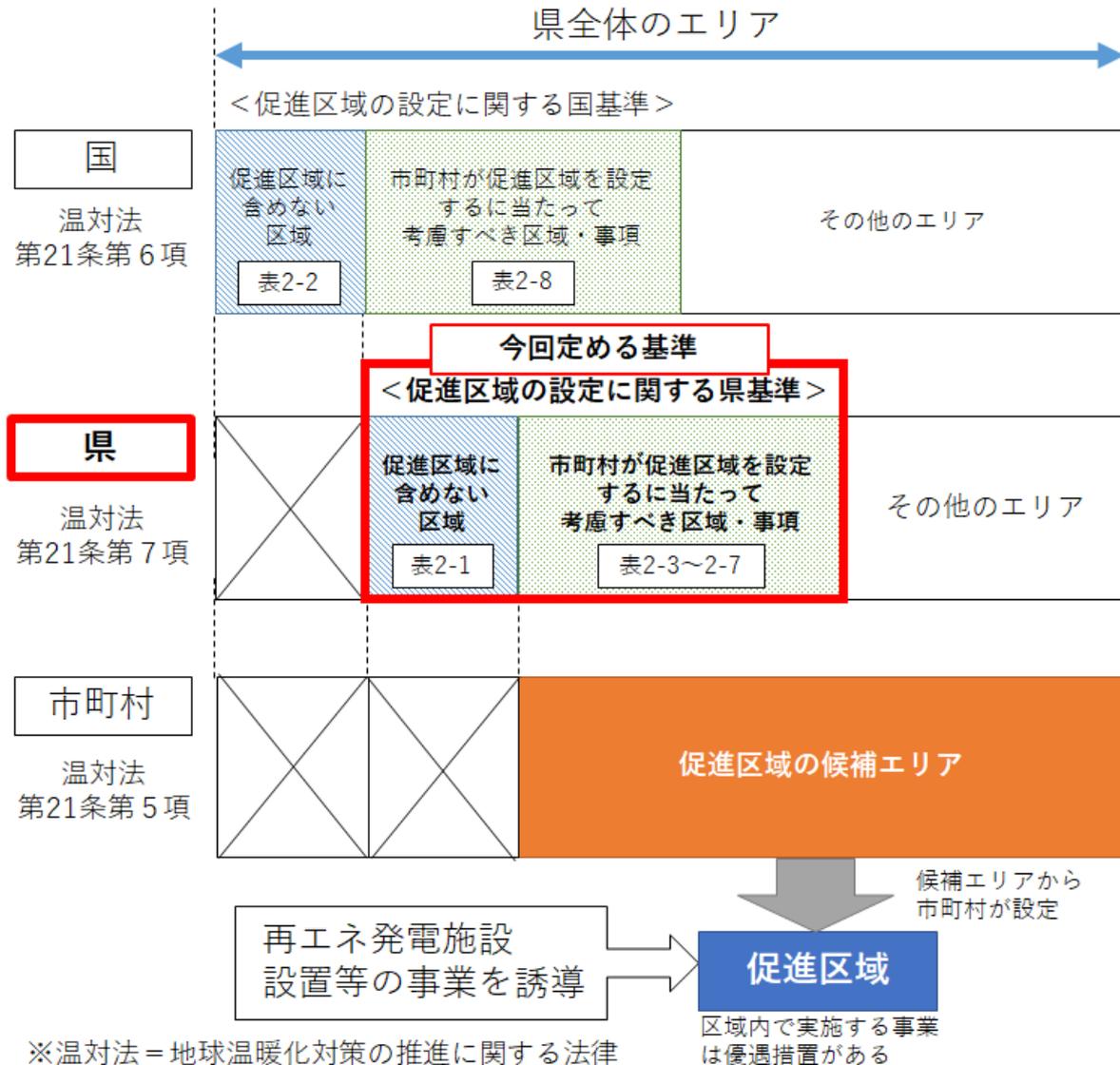


図3 促進区域の設定と都道府県基準等の関係

4 県基準の対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

- (1) 太陽光発電施設 (太陽光を電気に変換するもの。)
- (2) 風力発電施設 (風力を電気に変換するもの。) ※洋上に設置するものは対象外
- (3) 水力発電施設 (水力を電気に変換するもの。) ※出力3万kW以上のものは対象外
- (4) バイオマス発電施設 (バイオマスを電気に変換するもの。)

5 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

地域脱炭素化促進施設のうち、地球温暖化対策推進法施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号。以下「環境省令」という。）第 5 条の 4 第 5 項に基づき、環境への負荷の程度を勘案し、県基準を適用しない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等は下記のとおりとします。なお、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件に該当する地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設は除きます。

(1) 全施設共通

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条に基づく工業専用地域内に設置するもの。

(2) 太陽光発電施設

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの。

表 1-1 環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件

| 地域脱炭素化促進施設の種類 | 別表第 1 第 2 欄 | 別表第 1 第 3 欄 |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| ①水力発電所 (水力発電施設) | 出力 3 万 kW 以上 | 出力 2.25 万 kW～3 万 kW |
| ②火力発電所 (バイオマス発電施設) | 出力 15 万 kW 以上 | 出力 11.25 万 kW～15 万 kW |
| ③太陽電池発電所 (太陽光発電施設) | 出力 4 万 kW 以上 | 出力 3 万 kW～4 万 kW |
| ④風力発電所 (風力発電施設) | 出力 5 万 kW 以上 | 出力 3.75 万 kW～5 万 kW |

6 県基準の見直し

「岡山県地球温暖化対策実行計画」で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、対象とする地域脱炭素化促進施設の種類及び県基準の見直しを適宜行うものとします。

第2章 県基準

1 促進区域に含めない区域（全施設共通）

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）は表2-1に記載の区域とします。

市町村は、これらの区域を促進区域に含めることはできません。

なお、環境省令第5条の2第1号に規定する国の基準（促進区域に含めない区域）は表2-2のとおりです。

【基本方針】

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から区域を設定する。（環境省令第5条の4第2項）

各施設の特性から、環境に影響を与える要素を考慮し、設定する。

表2-1 促進区域に含めない区域

| 区分 | 区域 | 根拠法令 | 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類 |
|---------------------------------------|------------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項（土地の安定性への影響） | ①砂防指定地 | 砂防法 | ・太陽光発電施設 ・風力発電施設 ・バイオマス発電施設 |
| | ②地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 | ・全て |
| | ③急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 | ・全て |
| | ④土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 | ・太陽光発電施設 |
| | ⑤土砂災害警戒区域 | | ・太陽光発電施設 （出力50kW以上に限る。） |
| | ⑥保安林 （航行目標保安林を除く。） | 森林法 | ・全て |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 | ⑦鳥獣保護区 ¹ | 鳥獣保護管理法 | ・全て |
| | ⑧県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域、郷土記念物 | 岡山県自然保護条例 | ・全て |
| | ⑨希少野生動植物生息地等保護区 | 岡山県希少野生動植物保護条例 | ・全て |

¹ 国指定特別保護地区は国の基準により促進区域から除外すべき区域とされている。

| 区分 | 区域 | 根拠法令 | 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類 |
|--|--------------------------|------------|-----------------------|
| 人と自然との豊かな触れ合いの 確保に関する事項 | ⑩国立公園及び国定公園 ² | 自然公園法 | ・全て |
| | ⑪県立自然公園 | 岡山県立自然公園条例 | ・全て |
| | ⑫風致地区 | 都市計画法 | ・全て |
| | ⑬景観重要建造物 景観重要樹木 | 景観法 | ・全て |
| その他（環境の保全への適正な配慮が確保されるよう 特に考慮が必要と判断する事項）（文化財への影響） | ⑭国宝・重要文化財（建造物） | 文化財保護法 | ・全て |
| | ⑮特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物 | | ・全て |
| | ⑯重要伝統的建造物群保存地区 | | ・全て |
| | ⑰県指定重要文化財（建造物） | 岡山県文化財保護条例 | ・全て |
| | ⑱県指定史跡名勝天然記念物 | | ・全て |

² 特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域は国の基準により促進区域から除外すべき区域とされている。

表 2-2 国の基準（促進区域に含めない区域）

| 区域 | 根拠法令 | 備考 |
|-----------------------------------|---------|--|
| ①原生自然環境保全地域 | 自然環境保全法 | 県内に対象地域なし |
| ②自然環境保全地域 | | |
| ③国立公園及び国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域 | 自然公園法 | 区域の確認方法： おかやま全県統合型 GIS 県自然環境課 HP |
| ④国指定鳥獣保護区の特別保護地区 | 鳥獣保護管理法 | 県内に対象地域なし |
| ⑤生息地等保護区の管理地区 | 種の保存法 | 県内に対象地域なし |

2 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

市町村は、促進区域の設定に当たっては、表 2-3 から表 2-7 に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し、「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき、検討を行うこととします。また、促進区域内で行われる事業について、環境の保全への「適正な配慮を確保するための考え方」に応じた「措置」が講じられることが確保されるよう、地域の環境の保全のための取組（法第 21 条第 5 項第 5 号イ）に位置づけるよう努めることとします。

なお、環境省令第 5 条の 2 第 2 号に規定する国の基準（市町村が考慮すべき区域・事項）は表 2-8 のとおりです。

【基本方針】

市町村が促進区域を設定する際に、考慮すべき事項について、「収集すべき情報」、その「収集方法」を示すとともに、環境配慮事項ごとの「適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組として地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を含む。）」を示す。

表 2-3 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項
(全地域脱炭素化促進施設共通)

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | |
|-----------|---|---|--|---|
| | | 収集方法 | | |
| 水の濁りによる影響 | ①水道原水取水地点、地下水利用が行われている地域（以下「配慮地域」という。）に対する水の濁りによる影響を極力回避又は低減すること。 | ・公共用水域の水質等調査結果 ・配慮地域の分布状況 ・降水量の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の下流側に配慮地域が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 ・降雨時に事業区域外へ土砂や濁水が流出しないよう、裸地の被覆、斜面の浸食抑制の実施、沈砂池の設置など、適切な措置を講じること。 ・裸地の被覆状況、斜面浸食の状況、沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理すること。 | |
| | | ・EADAS ³ ・国土数値情報 ・関係行政機関 HP ・関係行政機関への聴取 | | |
| | ②汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）に対する水の濁りによる影響を極力回避又は低減すること。 | ・水域等の状況 ・国土数値情報 ・せとうちネット（環境省） | | <ul style="list-style-type: none"> ・汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・環境基準達成状況 ・関係行政機関 HP | | |
| | ③水質に係る環境基準 ⁴ の未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・環境基準達成状況 ・関係行政機関 HP | | <ul style="list-style-type: none"> ・水質に係る環境基準の未達成地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | | | |

³ 環境アセスメントデータベース。Environmental Impact Assessment Database System の下線部の文字をとっている。

⁴ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づく基準であり、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気、騒音、水質、土壌について定められている。

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|--|------------------------------------|---|--|
| | | 収集方法 | |
| 重要な地形及び地質への影響 | ④重要な地形及び地質に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 重要な地形及び地質の分布状況 EADAS 日本の地形レッドデータブック 日本の典型地形 自然環境保全基礎調査 自然環境情報地図 土地分類基本調査 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に重要な地形及び地質が存在する場合は、当該地形等の改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に重要な地形及び地質が存在する場合は、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | 土地の安定性への影響 | ⑤除外区域 ⁵ に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 除外区域の分布状況 EADAS 等 |
| ⑥山地災害危険地区 ⁶ 及びなだれ危険箇所 ⁷ に対する影響を極力回避又は低減すること。 | | <ul style="list-style-type: none"> 山地災害危険地区及びなだれ危険箇所の分布状況 EADAS 関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に、山地災害危険地区又はなだれ危険箇所が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |

⁵ 促進区域に含めない区域として国及び県が定めた区域（表 2-1 及び表 2-2）をいう。

⁶ 「山地災害危険地区調査について」（昭和 53 年 7 月 17 日付け 53 林野治第 1817 号林野庁長官通達）に基づく地区

⁷ 国土交通省所管については、「雪崩危険箇所の再点検について」（平成 12 年 2 月 16 日付け建設省河傾発第 4 号）の雪崩危険箇所等点検要領（平成 12 年 2 月）に基づく地区。林野庁所管については、「なだれ危険箇所の再点検について」（平成 9 年 4 月 23 日付け 9 林野治第 895 号林野庁長官通知）に基づく地区

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------------------|---|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | ⑦除外区域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 除外区域の分布状況 EADAS 等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域周辺に除外区域が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ⑧環境省レッドリスト掲載種の生息地 ⁸ 及びその周辺に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 掲載種の生息地状況 EADAS 環境省レッドリスト 生物多様性情報システム 有識者への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に掲載種の生息地が存在する場合は、改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に掲載種の生息地が存在する場合は、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ⑨岡山県版レッドデータブック掲載種の生息地及びその周辺に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 掲載種の生息地状況 岡山県版レッドデータブック 生物多様性情報システム 有識者への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> 生息地への土砂の流出、不必要な侵入による踏み荒らしを防止するために適切な措置を講じること。 |
| | ⑩その他環境影響を受けやすい種の生息地及び注目すべき生息地に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けやすい種の生息地及び注目すべき生息地の分布状況 EADAS 生物多様性情報システム 市町村史 岡山県野生生物目録 岡山県自然保護センター研究報告等、県内の動物の最新の生息情報を記録した文献 自然環境保全基礎調査、鳥類繁殖分布調査報告書（環境省） 有識者への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に影響を受けやすい種の生息地及び注目すべき生息地が存在する場合は、改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に影響を受けやすい種の生息地及び注目すべき生息地が存在する場合は、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |

⁸ 動物（水生生物含む。）の繁殖地、営巣地、移動経路、餌場等

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|---|---|--|---|
| | | 収集方法 | |
| すべき生息地への影響 | ⑪岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・ 県内希少野生動植物の分布状況 | ・ 事業区域内及びその周辺に希少野生動植物種の生息地が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関、有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・ 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物保護推進区の指定状況 | |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | ⑫除外区域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・ 除外区域の分布状況 | ・ 事業区域周辺に除外区域が存在する場合は、必要に応じて事業による影響について、調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・ EADAS 等 | |
| | ⑬環境省レッドリスト掲載種に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・ 掲載種の生育地状況 | ・ 事業区域内及びその周辺に掲載種の生育地が存在する場合は、必要に応じて有識者への意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・ 環境省レッドリスト ・ 生物多様性情報システム ・ 有識者への聴取 | |
| | ⑭岡山県版レッドデータブック掲載種に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・ 掲載種の生育地状況 | ・ 原則として生育地の改変を避け、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を維持すること。 ・ 生育地への土砂の流出、不必要な侵入による踏み荒らしを防止するために適切な措置を講じること。 |
| ・ 岡山県版レッドデータブック ・ 生物多様性情報システム ・ 有識者への聴取 | | | |
| ⑮巨樹・巨木林に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・ 巨樹・巨木林の分布状況 | ・ 事業区域内に巨樹・巨木林が存在する場合は、改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 ・ 事業区域内及びその周辺に巨樹・巨木林が存在する場合は、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響について、調査・検討し、適切な措置を講じること。 | |
| | ・ EADAS ・ 環境省 HP (巨樹・巨木林データベース) ・ 市町村史 ・ 有識者への聴取 | | |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|--------------------|--|--|---|
| | | 収集方法 | |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | ⑯岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内希少野生動植物種の分布状況 ・ 岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物保護推進区の指定状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に希少野生動植物種の生育地⁹が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関、有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ⑰その他環境影響を受けやすい種の生育地及び注目すべき生育地に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を受けやすい種の生育地及び注目すべき生育地の分布状況 ・ EADAS ・ 生物多様性情報システム ・ 市町村史 ・ 岡山県野生生物目録 ・ 岡山県自然保護センター研究報告等、県内の植物の最新の生育情報を記録した文献 ・ 自然環境保全基礎調査 生物多様性調査（環境省） ・ 有識者への聴取 | |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | ⑱人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境等に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然林（植生自然度9、10）の分布状況 ・ 湿原（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）の分布状況 ・ 里地里山（生物多様性保全上重要な里地里山）の分布状況 ・ 保護林、緑の回廊の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内に自然林、湿原、里地里山、保護林、緑の回廊が存在する場合は、当該区域の改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 ・ 事業区域内及びその周辺に自然林、湿原、里地里山、保護林、緑の回廊が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 ・ 降雨時に湿原へ濁水等が流出しないよう、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 環境省 HP ・ 林野庁 HP ・ 自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省） | |

⁹ 植物が分布する場所

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------------|--|---|--|
| | | 収集方法 | |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | ⑱地域において重要な機能を有する自然環境に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 保安林（航行目標保安林を除く。）の分布状況 岡山県自然海浜保全地区条例に基づく自然海浜保全地区の指定状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域周辺に保安林（航行目標保安林を除く。）又は事業区域内若しくは周辺に自然海浜保全地区が存在する場合は、森林又は自然海浜の持つ多面的機能が損なわれないよう、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS おかやま全県統合型 GIS 関係行政機関 HP 関係行政機関への聴取 | |
| | ⑳その他の重要なまとまりの場に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性重要地域(KBA)及び特定植物群落の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に生物多様性重要地域(KBA)又は特定植物群落等が存在する場合は、当該区域の改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に KBA 又は特定植物群落等が存在する場合は、必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS KBA HP 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（環境省） | |
| | ㉑自然再生推進法に基づく自然再生事業の対象となる区域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 自然再生事業実施区域 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に自然再生事業実施区域が存在する場合は、当該区域の改変をできる限り避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に自然再生事業実施区域が存在する場合は、必要に応じて、自然再生協議会の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省 HP 自然再生協議会への聴取 | |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|------------------------------|--|---|---|
| | | 収集方法 | |
| ② 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | ② 主要な眺望点に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点の分布状況及び地域特性 ・ 関係行政機関 HP ・ 観光連盟等 HP ・ 周辺住民及び関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内に主要な眺望点が存在する場合は、当該区域の変更をできる限り避ける、又は変更面積をできる限り小さくすること。 ・ 事業区域内及びその周辺に主要な眺望点が存在する場合は、必要に応じて周辺住民、関係行政機関、利用者及び関係団体の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ③ 主要な景観資源及び眺望景観に対する影響を極力回避又は低減すること。(岡山県景観条例に基づく景観モデル地区及び背景保全地区含む。) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な景観資源の分布状況及び眺望景観の状況等 ・ EADAS ・ 文化庁 HP ・ 関係行政機関 HP ・ 晴れの国おかやま景観百選 ・ 自然環境保全基礎調査 自然環境情報地図 ・ 観光連盟等 HP ・ 周辺住民及び関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内に主要な景観資源が存在する場合は、できる限り変更を避ける、又は変更面積を小さくすること。 ・ 事業区域内及びその周辺に主要な景観資源が存在する場合は、必要に応じて周辺住民、関係行政機関、利用者及び関係団体の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 ・ 眺望点からの眺望景観に対する事業による影響を考慮し、設備の高さ、配置等を選定すること。また、設備は周辺景観との調和に配慮した色彩及び形態とすること。 |
| | ④ 除外区域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 除外区域の分布状況 ・ EADAS 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域周辺に除外区域が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 ・ 事業区域の周囲に植栽を施すなど、周辺景観との調和に配慮した措置を講じること。 |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------------------|---|--|---|
| | | 収集方法 | |
| 主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響 | ㉕中国自然歩道への影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 中国自然歩道の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に中国自然歩道が存在する場合は、当該区域の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に中国自然歩道が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関、利用者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 造成工事に伴う粉じん、建設機械や工事用車両による騒音及び振動等の影響が及ばないように、適切な措置を講じること。 |
| | ㉖主要な人と自然との触れ合い活動の場(野外レクリエーション地、教育活動(自然体験学習、部活動等)に利用されている場所等)、当該場の利用形態及びアクセス特性に関する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係行政機関 HP | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布状況、利用形態及びアクセス特性 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に主要な人と自然との触れ合い活動の場が存在する場合は、当該区域の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 事業区域内及びその周辺に主要な人と自然との触れ合い活動の場が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関、周辺住民、利用者及び関係団体の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 造成工事に伴う粉じん、建設機械や工事用車両による騒音及び振動等の影響が及ばないように、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 観光連盟等 HP 関係行政機関 HP 関係行政機関への聴取 周辺住民、利用者及び関係団体への聴取 | |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|--------|--|------------------------------|--|
| | | 収集方法 | |
| その他 | ⑳文化財保護法で規定する登録有形文化財（建造物）及び登録記念物に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・登録有形文化財（建造物）及び登録記念物の分布状況 | ・事業区域内及びその周辺に登録有形文化財（建造物）及び登録記念物が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・おかやま全県統合型 GIS ・関係行政機関 HP | |
| | ㉑文化財保護法で規定する周知の埋蔵文化財包蔵地への影響を低減すること。 | ・周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況 | ・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、法令に基づく適切な措置を講じること。 |
| | | ・おかやま全県統合型 GIS ・関係行政機関 HP | |
| | ㉒ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱で規定する「ふるさと文化財の森」に対する影響を極力回避又は低減すること。 | ・「ふるさと文化財の森」の設定状況 | ・事業区域内に「ふるさと文化財の森」が存在する場合は、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | ・関係行政機関 HP | |
| | ㉓廃棄物が地下にある土地の形質変更による影響を極力回避又は低減すること。 | ・指定区域の指定状況 | ・事業実施区域内に廃棄物処理法に基づく指定区域が存在する場合は、法令に基づく適切な措置を講じること。 |
| | | ・関係行政機関 HP | |

表 2-4 太陽光発電施設に係る促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|----------|---|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 騒音による影響 | ①学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「配慮施設」という。）等への騒音による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮施設の分布状況 ・ 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に配慮施設等が存在する場合は、配慮施設等とパワーコンディショナとの離隔を極力確保する、又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設けるなど、適切な措置を講じること。 ・ 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）について、適切な措置を講じること。 ・ 適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 ・ 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | ②騒音の環境基準未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 住宅地図 ・ 土地分類基本調査 ・ 都市計画区域図 | |
| 反射光による影響 | ③配慮施設等への反射光による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準の未達成地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関 HP ・ 関係行政機関への聴取 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮施設の分布状況 ・ 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用する、又はアレイの配置又は向きを調整する、事業区域の周囲に植栽を施すなど、配慮施設等の窓に反射光が差し込まないように、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 住宅地図 ・ 土地分類基本調査 ・ 都市計画区域図 | |

表 2-5 風力発電施設に係る促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------|------------------------------------|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 騒音による影響 | ①配慮施設等への騒音による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に配慮施設等が存在する場合は、配慮施設等と風力発電施設との離隔を極力確保するなど、適切な措置を講じること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）について、適切な措置を講じること。 適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | ②騒音の環境基準未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |
| 風車の影による影響 | ③配慮施設等への風車の影による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基準達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基準の未達成地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関 HP 関係行政機関への聴取 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 風車の影が配慮施設等に長時間重ならないよう、風力発電施設の規模及び高さ、冬至日の日影の長さ並びに影響が発生する方角及び時間を考慮したうえで風力発電施設の配置を検討すること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |

表 2-6 水力発電施設に係る促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|----------------------|---|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 騒音による影響 | ①配慮施設等への騒音による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に配慮施設等が存在する場合は、配慮施設等と水力発電施設との離隔を極力確保する、又は水力発電施設に防音のための囲いを設けるなど、適切な措置を講じること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）について、適切な措置を講じること。 適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | ②騒音の環境基準未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |
| 水の汚れ、富栄養化、溶存酸素量による影響 | ③配慮地域に対する水の汚れ、富栄養化、溶存酸素量による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基準達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基準の未達成地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 配慮地域の分布状況 公共用水域の水質等調査結果 降水量の状況 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関 HP 関係行政機関への聴取 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 国土数値情報 関係行政機関 HP 関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域の下流側に配慮地域が存在する場合は、必要に応じて関係行政機関の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|----------------------|---|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 水の汚れ、富栄養化、溶存酸素量による影響 | ④汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）に対する水の汚れ、富栄養化、溶存酸素量による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域等の状況 ・ 国土数値情報 ・ せとうちネット（環境省） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ⑤水質に係る環境基準の未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準達成状況 ・ 関係行政機関 HP | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準の未達成地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| 水温による影響 | ⑥事業実施による放流水が公共用水域の水温に与える影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の水質等調査結果 ・ 関係行政機関 HP | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |

表 2-7 バイオマス発電施設に係る促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|---|--|---|---|
| | | 収集方法 | |
| 大気質への影響 | ①配慮施設等への大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、石炭粉じん、粉じん等）による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなど、バイオマス発電施設に適用される排出基準の遵守やその他、浮遊状粒子状物質や粉じん等による環境への影響を低減するために、排煙処理装置を設置するなど、適切な措置を講じること。 適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |
| | ②大気質が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する地域又は主風向の風下側になる地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 地理的情報 気象情報（気象観測データ） | <ul style="list-style-type: none"> 大気質が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する地域又は主風向の風下側になる地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係行政機関 HP | | |
| ③大気汚染防止法に定める硫黄酸化物の総量規制基準の指定地域に対する大気質による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 指定地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 硫黄酸化物の総量規制基準の指定地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関 HP | | |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|---------|------------------------------------|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 騒音による影響 | ④配慮施設等への騒音による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に配慮施設等が存在する場合は、配慮施設等とバイオマス発電施設との離隔を極力確保する、又はバイオマス発電施設に防音のための囲いを設けるなど、適切な措置を講じること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）について、適切な措置を講じること。 適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | ⑤騒音の環境基準未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |
| 悪臭による影響 | ⑥配慮施設等への悪臭による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 配慮施設の分布状況 住居専用地域及び住居地域の分布状況 | <ul style="list-style-type: none"> 事業区域内及びその周辺に配慮施設等が存在する場合は、燃料及び排ガスからの臭気の除去・脱臭装置等を設置するなど、適切な措置を講じること。 必要に応じて関係行政機関の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 土地分類基本調査 都市計画区域図 | |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------|--|--|---|
| | | 収集方法 | |
| 悪臭による影響 | ⑦悪臭防止法の規制基準の超過地域に対する悪臭による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制基準超過状況 ・関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制基準等を超過している地域の有無について確認し、必要に応じて事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| | ⑧悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層）を有する地域、主風向の風下側になる地域又は社会的条件から影響を受ける可能性のある地域に対する悪臭による影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地理的情報 ・気象情報（気象観測データ） ・工場・事業場の立地状況 ・悪臭発生工場・事業場の稼働状況 ・現地測定結果 ・EADAS ・関係行政機関 HP ・関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層）、主風向の風下側になる地域又は社会的条件から影響を受ける可能性のある地域の有無について確認し、必要に応じて関係行政機関の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| 水の汚れによる影響 | ⑨配慮地域に対する水の汚れによる影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・配慮地域の分布状況 ・公共用水域の水質等調査結果 ・降水量の状況 ・EADAS ・国土数値情報 ・関係行政機関 HP ・関係行政機関への聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電施設の種類により、バイオマス、発電工程、燃焼等により生じる燃えがら、ばいじん、その他廃棄物から汚水が発生する場合は、適切に処理を行うこと。 |

| 環境配慮事項 | 促進区域を設定する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 | 収集すべき情報 | 事業を実施する際の環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方 |
|-----------|--|--|--|
| | | 収集方法 | |
| 水の汚れによる影響 | ⑩汚染物質が滞留しやすい地域（閉鎖性の高い水域等）に対する水の汚れによる影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域等の状況 ・ 国土数値情報 ・ せとうちネット（環境省） | <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス発電施設の種類により、バイオマス、発電工程、燃焼等により生じる燃えがら、ばいじん、その他廃棄物から汚水が発生する場合は、適切に処理を行うこと。 |
| | ⑪水質に係る環境基準の未達成地域に対する影響を極力回避又は低減すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準達成状況 ・ 関係行政機関 HP | |

表 2-8 国の基準（市町村が考慮すべき区域・事項）

| 区域・事項 | 根拠 |
|--------------------------------|----------|
| ①国立公園及び国定公園（表 2-2 に記載の区域以外） | 自然公園法 |
| ②生息地等保護区の監視地区 | 種の保存法 |
| ③砂防指定地 | 砂防法 |
| ④地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| ⑤急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 |
| ⑥保安林であって環境の保全に関するもの（航行目標保安林以外） | 森林法 |
| ⑦国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 | 種の保存法 |
| ⑧騒音その他生活環境への支障 | — |

第3章 市町村が促進区域を定めるに当たって参考となる情報

市町村が促進区域を定める際に社会的配慮の観点から考慮することが望ましい区域・事項は表3-1のとおりです。市町村が促進区域を設定するに当たっては、表3-1に掲げる区域・事項の目的の達成に支障が生じないように相談先の機関とよく相談することが重要です。(出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）令和5年3月環境省）

表3-1 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい区域・事項

| 区域・事項 | 根拠 | 区域・事項の 確認方法 | 相談先 |
|-------------------------------|------------------|----------------------------------|--|
| ①河川区域等（河川区域、河川保全区域、河川予定地） | 河川法 | 右記相談先に聴取 | 河川管理者 |
| ②土砂災害特別警戒区域（太陽光発電施設以外） | 土砂災害防止法 | おかやま全県統合型GIS 公示図書 右記相談先に聴取 | 県土木部防災砂防課 各県民局建設部管理課 各地域事務所地域管理課 |
| ③土砂災害警戒区域（出力50kW以上の太陽光発電施設以外） | | | |
| ④保安林（航行目標保安林） | 森林法 | 右記相談先に聴取 | 国有林：林野庁近畿中国森林管理局 民有林：県農林水産部治山課 |
| ⑤保安林予定森林等 | | | |
| ⑥優良農地 | 農地法 | 右記相談先に聴取 | 県農林水産部農村振興課 各市町村農地担当課及び農業委員会 |
| ⑦港湾（港湾区域、臨港地区） | 港湾法 | 右記相談先に聴取 | 港湾管理者 |
| ⑧漁港 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | EADAS 右記相談先に聴取 | 漁港管理者 |
| ⑨航空施設（航空法に基づく制限表面、航空保安無線施設） | 航空法 | EADAS 右記相談先に聴取 | 岡山空港管理事務所 岡南飛行場管理事務所 |
| ⑩気象レーダー、レーダー雨量計設置場所 | — | EADAS 右記相談先に聴取 | 気象庁岡山地方气象台 国土交通省中国地方整備局 |

第4章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示

市町村が自らの地方公共団体実行計画に促進区域の設定等と併せて示すこととなっている法第21条第5項第5号ロの「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例は、表4-1のとおりです。

表4-1 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

| 地域へのメリット | 取組例 |
|----------------|---|
| 地域経済への貢献 | エネルギー消費地である都市部と、再生可能エネルギーポテンシャルの豊富な地方農山村が連携して、一体的に再生可能エネルギーの供給及び経済循環を推進する取組 |
| | 域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組 |
| | 地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組 |
| | 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組 |
| 地域における社会的課題の解決 | 耕作放棄地の活用による獣害対策 |
| | 収益等を活用した高齢者の見守りサービス、移動支援等の取組 |
| | 既存の系統線、自営線等を活用した再生可能エネルギーの地産地消・面的活用の取組 |
| | 再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組 |
| | 再生可能エネルギーに関する事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組 |

参考資料 表 2-1～表 3-1 に記載の法令・区域の説明

表 2-1

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 ¹⁰ | 説明 |
|----|------------|----------|---|---------------------------|--|
| ① | 砂防指定地 | 砂防法 | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号） | 第 2 条 | 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し、もしくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域。 |
| ② | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 | 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号） | 第 3 条 | 関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。地すべり防止区域の指定を要する区域は、地すべり区域、地すべり区域に隣接する区域であって、公共の利害に密接な関連を有するもの。 |
| ③ | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） | 第 3 条 | 関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域。急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地（区域）は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、「(1)その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの」及び「(2)(1)に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域」を包括する区域。 |
| ④ | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号） | 第 9 条 | 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。 |
| ⑤ | 土砂災害警戒区域 | | | 第 7 条 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。 |
| ⑥ | 保安林 | 森林法 | 森林法（昭和 26 年法律第 249 号） | 第 25 条及び第 25 条の 2 | 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。 |

¹⁰ 特に法令名称を記載していない場合は根拠法令を指す（以下同じ。）

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 ¹⁰ | 説明 |
|----|----------------|----------------|---|------------------------------------|--|
| ⑦ | 鳥獣保護区 | 鳥獣保護管理法 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号） | 第 28 条第 1 項 | 国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域（環境大臣が指定。）、都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域（都道府県知事が指定。）。 |
| ⑧ | 県自然環境保全地域 | 岡山県自然保護条例 | 岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号） | 第 14 条第 1 項 | 天然林や野生動物の生息地、湖沼、湿原など優れた自然の地域（面積 10ha 以上）。 |
| | 環境緑地保護地域 | | | 第 16 条第 1 項第 1 号 | 都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域（面積 5 ha 以上）。 |
| | 郷土自然保護地域 | | | 第 16 条第 1 項第 2 号 | 自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域（面積 2ha 以上）。 |
| | 郷土記念物 | | | 第 18 条第 1 項 | 樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるもの。 |
| ⑨ | 希少野生動植物生息地等保護区 | 岡山県希少野生動植物保護条例 | 岡山県希少野生動植物保護条例（平成 15 年岡山県条例第 64 号） | 第 18 条第 1 項 | 指定希少野生動植物の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるもの。 |
| ⑩ | 国立公園 | 自然公園法 | 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） | 第 2 条第 2 号 | 我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地（環境大臣が指定し国が管理。）。 |
| | 国定公園 | | | 第 2 条第 3 号 | 国立公園に準じる自然の風景地（環境大臣が指定し都道府県が管理。）。 |
| ⑪ | 県立自然公園 | 岡山県立自然公園条例 | 岡山県立自然公園条例（昭和 48 年岡山県条例第 34 号） | 自然公園法第 2 条第 4 号 岡山県立自然公園条例第 5 条 | 優れた自然の風景地で都道府県知事が指定するもの。 |
| ⑫ | 風致地区 | 都市計画法 | 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） | 第 8 条第 1 項第 7 号 | 良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域。 |

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 ¹⁰ | 説明 |
|----|-----------------------|------------|----------------------------|---------------------------|--|
| ⑬ | 景観重要建造物 | 景観法 | 景観法（平成16年法律第110号） | 第19条第1項 | 景観計画（第8条第1項）で定めた景観計画区域（第8条第2項第1号。以下同じ。）内の良好な景観の形成に重要な建造物。 |
| | 景観重要樹木 | | | 第28条第1項 | 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木。 |
| ⑭ | 国宝・重要文化財（建造物） | 文化財保護法 | 文化財保護法（昭和25年法律第214号） | 第27条第1項及び第2項 | 重要文化財：有形文化財（第2条第1項第1号）のうち重要なもの。 国宝：重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの。 |
| ⑮ | 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物 | | | 第109条第1項及び第2項 | 史跡名勝天然記念物：記念物（第2条第1項第4号）のうち重要なもの。 特別史跡名勝天然記念物：史跡名勝天然記念物のうち特に重要なもの。 |
| ⑯ | 重要伝統的建造物群保存地区 | | | 第144条第1項 | 伝統的建造物群保存地区（第142条）の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いもの。 |
| ⑰ | 県指定重要文化財（建造物） | 岡山県文化財保護条例 | 岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号） | 第4条第1項 | 県内に存する有形文化財（建造物）（文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なもの（県教育委員会が指定。）。 |
| ⑱ | 県指定史跡名勝天然記念物 | | | 第31条第1項 | 県内に存する記念物（文化財保護法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なもの（県教育委員会が指定。）。 |

表 2-2

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|----------------------------------|---------|---------------------------------------|---------------|---|
| ① | 原生自然環境保全地域 | 自然環境保全法 | 自然環境保全法(昭和47年法律第85号) | 第14条第1項 | その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であって、国又は地方公共団体が所有するもののうち、当該自然環境を保全することが特に必要なもの(環境大臣が指定。) |
| ② | 自然環境保全地域 | | | 第22条第1項 | 下記に示すような優れた自然環境を維持している地域。 (ア) 高山・亜高山性植生、優れた天然林 (イ) 特異な地形・地質・自然現象 (ウ) 優れた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域 (エ) 植物の自生地・野生動物の生息地(環境大臣が指定。) |
| ③ | 国立公園及び国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域 | 自然公園法 | 表 2-1⑩に同じ。 | 特別保護区:第21条第1項 | 特別保護区:特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区。 海域公園地区:優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域。 特別地域:優れた風致景観を有する陸域。 第1種、第2種、第3種に区分。 |
| ④ | 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 | 鳥獣保護管理法 | 表 2-1⑦に同じ。 | 第29条第1項 | 鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域。 |
| ⑤ | 生息地等保護区の管理地区 | 種の保存法 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号) | 第37条第1項 | 生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域(環境大臣が指定。) |

表 2-3

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|-------------|-------------------|---------------|--------------------------------|---|---|
| ⑱ | 自然海浜保全地区 | 岡山県自然海浜保全地区条例 | 岡山県自然海浜保全地区条例(昭和56年岡山県条例第23号) | 第5条第1項 | 砂浜、干潟、岩礁その他これに類する自然の状態が維持されている地区及び海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に利用されており、将来にわたってその利用が適当であると認められる地区。 |
| ㉑ | 自然再生事業の対象となる区域 | 自然再生推進法 | 自然再生推進法(平成14年法律第148号) | 第9条第2項 第3号 | 自然再生事業：過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理する事業。 |
| ㉓ | 景観モデル地区 | 岡山県景観条例 | 岡山県景観条例(昭和63年岡山県条例第16号) | 第11条第1項 | 県民に親しまれ、県民の誇りとなる景観を有する地域、新たに優れた景観を創造すべき地域。 |
| | 背景保全地区 | | | 第13条第1項 | 県民に親しまれ、県民の誇りとなる優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要となる地域。 |
| ㉗ | 登録有形文化財(建造物) | 文化財保護法 | 表 2-1⑭に同じ。 | 第57条第1項 | 重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの。 |
| | 登録記念物 | | | 第132条第1項 | 史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの。 |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地 | 第93条第1項 | | | 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地。 | |
| ⑳ | 指定区域(廃棄物が地下にある土地) | 廃棄物処理法 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) | 第15条の17第1項 | 廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域。 |

表 2-7

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|-------------------|---------|--------------------------|--------------------------------------|---|
| ③ | 硫黄酸化物の総量規制基準の指定地域 | 大気汚染防止法 | 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） | 第 5 条の 2 第 1 項 | 工場又は事業場が集合している地域で、排出基準（第 3 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 4 条第 1 項）のみによっては環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準の確保が困難であると認められる地域として硫黄酸化物その他の政令で定めるばい煙ごとに政令で定める地域。 |
| ⑦ | 規制基準の超過地域 | 悪臭防止法 | 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） | 規制地域：第 3 条 規制基準：第 4 条第 1 項及び第 2 項 | 規制地域：住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域。 規制基準：規制地域に「特定悪臭物質濃度」又は「臭気指数」の基準が設定される。規制基準は(1)敷地境界線、(2)気体排出口、(3)排水水について定める。 |

表 2-8

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|----------------------------|----------|-------------|-------------|---|
| ① | 国立公園及び国定公園（表 2-2 に記載の区域以外） | 自然公園法 | 表 2-1 ⑩に同じ。 | 表 2-1 ⑩に同じ。 | 表 2-1 ⑩に同じ。 |
| ② | 生息地等保護区の監視地区 | 種の保存法 | 表 2-2 ⑤に同じ。 | 第 39 条第 1 項 | 生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域（環境大臣が指定。）に属さない区域。 |
| ③ | 砂防指定地 | 砂防法 | 表 2-1 ①に同じ。 | 表 2-1 ①に同じ。 | 表 2-1 ①に同じ。 |
| ④ | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 | 表 2-1 ②に同じ。 | 表 2-1 ②に同じ。 | 表 2-1 ②に同じ。 |

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|------------------------------|-------|------------|-------------|------------|
| ⑤ | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地法 | 表 2-1③に同じ。 | 表 2-1③に同じ。 | 表 2-1③に同じ。 |
| ⑥ | 保安林であって環境保全に関するもの（航行目標保安林以外） | 森林法 | 表 2-1⑥に同じ。 | 表 2-1⑥に同じ。 | 表 2-1⑥に同じ。 |

表 3-1

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|-------------------|---------|-------------------|--|--|
| ① | 河川区域、河川保全区域、河川予定地 | 河川法 | 河川法(昭和39年法律第167号) | 河川区域：第6条第1項 河川保全区域：第54条第1項 河川予定地：第56条第1項 | 河川区域：河状を呈している土地、河川管理施設の敷地及び河川管理上必要があると認められる堤外の土地若しくはこれに類する土地で河川管理者が指定した土地の区域 河川保全区域：河岸又は河川管施設の保全上必要があると認められる河岸又は河川管理施設に隣接する土地で河川管理者が指定した土地の区域 河川予定地：河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地 |
| ② | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 | 表 2-1④、⑤に同じ。 | 表 2-1④に同じ。 | 表 2-1④に同じ。 |
| ③ | 土砂災害警戒区域 | | | 表 2-1⑤に同じ。 | 表 2-1⑤に同じ。 |
| ④ | 保安林（航行目標保安林） | 森林法 | 表 2-1⑥に同じ。 | 第 25 条第 1 項第 9 号 | 沿岸航行漁船等の目標となって航行の安全を確保するための保安林。 |
| ⑤ | 保安林予定森林 | | | 第 29 条 | 保安林として指定がなされようとして、告示がなされている森林。 |
| ⑥ | 優良農地 | 農地法 | 農地法(昭和27年法律第229号) | 第 4 条第 6 項第 1 号イ及びロ | 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内にある農地及び集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの。 |

| 番号 | 区域 | 根拠法令 | 正式名称 | 区域を規定する根拠条文 | 説明 |
|----|---------------|------------------|--------------------------------|------------------------------|---|
| ⑦ | 港湾（港湾区域、臨港地区） | 港湾法 | 港湾法(昭和25年法律第218号) | 港湾区域：第2条第3項 臨港地区：第2条第4項 | 港湾区域：港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な水域。 臨港地区：港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な港湾区域に接続する陸域で、都市計画法又は港湾法により定められる区域。 |
| ⑧ | 漁港 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号) | 第2条 | 天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、第6条第1項から第4項までの規定により指定されたもの。 |
| ⑨ | 制限表面、航空保安無線施設 | 航空法 | 航空法(昭和27年法律第231号) | 制限表面：第49条 航空保安無線施設：第2条第5項 | 制限表面：第49条に基づく進入表面（第2条第8項）、転移表面(第2条第10項)又は水平表面（第2条第9項）。 航空保安無線施設：電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号））第97条で定めるもの。 |

編集・発行

岡山県環境文化部

新エネルギー・温暖化対策室

TEL:086-226-7298